

お知らせ

記者発表資料 | 平成29年 5月10日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

平成29年度第1回

「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定制度」の
「新規」 および **「継続更新」** の公募を
5月10日(水)から開始します。

平成24年4月1日より開始した「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定制度^{*}」について、「新規」および「継続更新」を次のとおり公募します。

※ 建設会社等の災害時における事業継続力を高めるための取り組み

【公募の概要】

・ 対象とする建設会社等

中国地方整備局における平成29・30年度「一般土木工事」および「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受け、中国地方に本店を有する建設会社等

なお、このたびの継続更新は、平成27年度第1回「中国地方における地域建設業の事業継続計画の認定」（中国地方整備局長認定）を受けている建設会社等が対象

・ 申込期間

平成29年5月10日(水)～6月12日(月)

・ 申込要項

別紙-1「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定 申込要項」のとおり

制度の詳細や関係資料については、中国地方整備局 WEB サイトから入手できます。

(このたび資料が更新されていますのでご確認ください)

URL <http://www.cgr.mlit.go.jp/kensetsubcp.htm>

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231 (代表) : (平日・昼間)

【担当】 企画部 緊急災害対策調整官 みやたけ 宮武 ひでのぶ 英信 (内線3125)

【広報担当窓口】

広報広聴対策官 さかや 坂屋 まさゆき 政之 (内線2117)

企画部 環境調整官 あだち 足立 つかさ 司 (内線3114)

中国地方における地域建設業の事業継続計画認定 平成29年度 第1回 申込要項

「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領」（以下、「実施要領」という。）の「3. 新規審査について」、「4. 更新審査について」に基づき、次のとおり公募します。

対象とする建設会社等

中国地方整備局における平成29・30年度「一般土木工事」および「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受け、中国地方に本店を有する建設会社等を対象とします。

なお、このたびの継続更新は、平成27年度第1回「中国地方における地域建設業の事業継続計画の認定」（中国地方整備局長認定）を受けている建設会社等が対象となります。

申込方法

申込先に申込書類一式を「持参」または「郵送」にてお願いします。

郵送の場合は、平成29年6月12日(月)消印まで有効です。

申込先(問い合わせ先)

〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2号館 10階

国土交通省 中国地方整備局 企画部 防災課 調整係 (担当：河口)

TEL 082-221-9231(代表) (内線：3431)

《受付時間》 09:30~12:00、13:00~17:30 (土日祝日を除く)

申込期間

平成29年5月10日(水)～6月12日(月) (郵送の場合、当日消印まで有効)

申込書類(様式)および必要部数

- | | |
|--|----|
| ① 災害時の事業継続計画認定申込書(実施要領 様式1) | 1部 |
| ② 審査用チェックシート(実施要領 様式2) | 1部 |
| ③ 事業継続計画書(表題及び書式は全て任意) | |
| ・ 社外秘情報 [※] の秘匿処理された事業継続計画書 | 1部 |
| ・ 社外秘情報 [※] の秘匿処理がされていない事業継続計画書 | 1部 |

※ 社外秘情報の取り扱い

事業継続計画書において、社外秘情報(経営情報・個人情報等)が記載されている場合は、秘匿処理(黒塗り等)された計画書を1部、秘匿処理されていない計画書を1部の計2部の提出をお願いします。

なお、秘匿処理されていない計画書については、認定作業終了後に返却します。

《秘匿処理における注意事項》

秘匿を必要とする部分のみを黒塗り等(油性ペン等での塗りつぶしは透けるため不可)。データ上で黒塗りしたものの印刷、油性ペン等で黒塗りしたものをコピー等で対応してください。

良い例		悪い例	
要連絡先担当者	連絡手段	要連絡先担当者	連絡手段
属：○○ 名：○○ 理：○○	電 話： F A X： 電子メール： 携帯電話： 携帯メール：	属：○○ 名：○○ 理：○○	被害状
属：○○ 名：○○ 理：○○	電 話： F A X： 電子メール： 携帯電話： 携帯メール：	属：○○ 名：○○ 理：○○	被害状
		...	被害状

秘匿した項目・内容が確認できる。
記入していない内容が確認できる。

秘匿した項目が確認できない。
記入していない内容が確認できない。

審査方法

審査は「書類審査」と「口頭審査」により実施します。

① 書類審査

「災害時の事業継続計画」の認定基準(別紙-2)に基づき、申込書類の記載内容を審査します。

② 口頭審査

「災害時の事業継続計画」の認定基準(別紙-2)に基づき、事業継続計画書の記載内容について口頭により確認します。

口頭審査の日時(7~8月に実施予定)、場所等については、審査事務局より申請者と調整のうえ、別途ご案内します。

認定基準

「災害時の事業継続計画」の認定基準(別紙-2)のとおり

「災害時の事業継続計画」の認定基準

■ 書類審査

提出された「災害時の事業継続計画」の記載内容に関して、

1. 審査用チェックシート(様式2)に掲げる全ての項目について記載されていること。
2. 記載内容が適切(曖昧な表現がない、実行性があるなど)であること。
3. 作成した書類に不備(記入漏れ、誤記、添付資料の欠落など)がないこと。
4. 虚偽の記載がないこと。虚偽の疑いがある場合は、口頭審査時に確認する。

■ 口頭審査

提出された「災害時の事業継続計画」を作成した会社の担当責任者として、

5. 自社の現状を把握していること。
6. 事業継続計画を作成することの目的や意義を理解していること。
7. 作成過程で生じた課題や問題点に対して、どのように対処したか把握していること。
8. 質問に対する回答が適切であること。

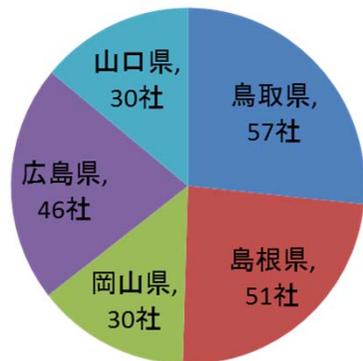
上記の全ての基準を満たすものを「災害時の事業継続計画」として認定する。

なお、平成29年度第1回「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定制度」認定期間は、下記の期間とする。

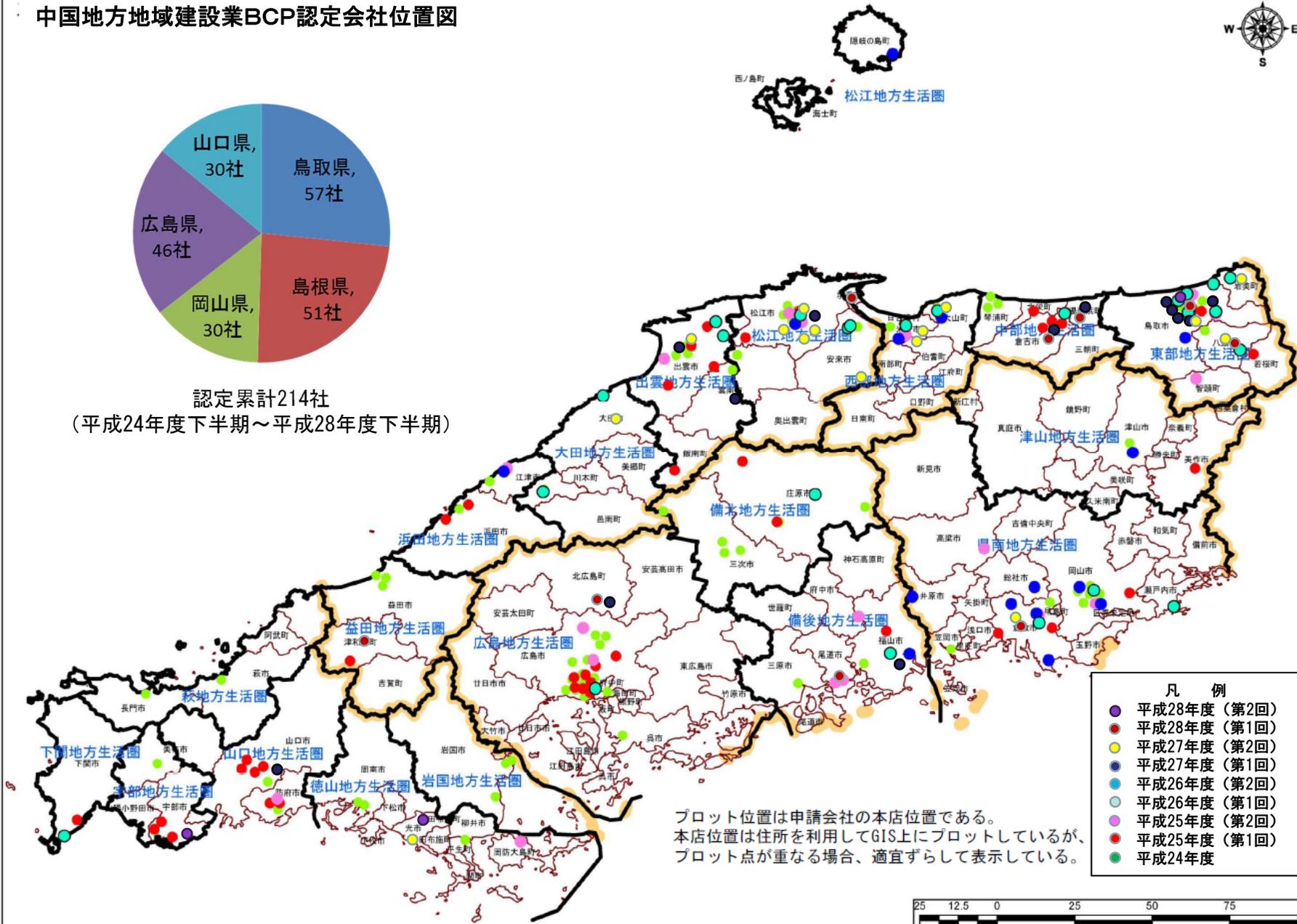
認定期間 平成29年10月1日～平成31年9月30日

【参考】中国地方における地域建設業の事業継続計画の認定状況

中国地方地域建設業BCP認定会社位置図



認定累計214社
(平成24年度下半期～平成28年度下半期)

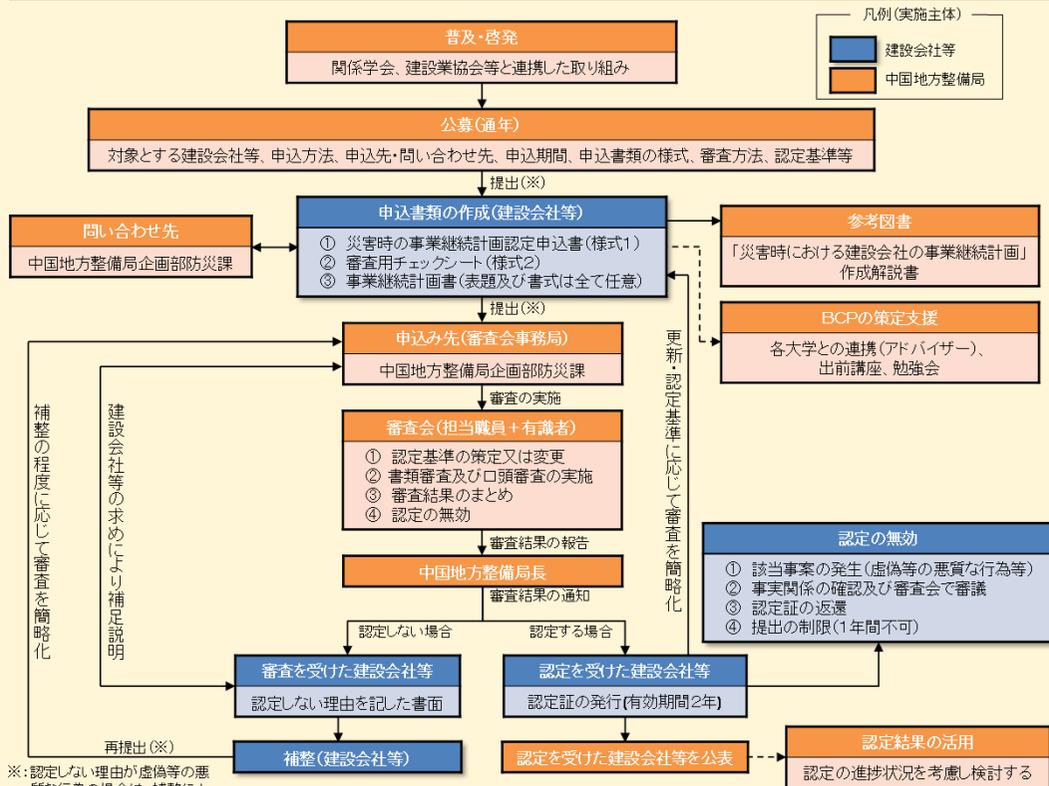


- 凡例
- 平成28年度 (第2回)
 - 平成28年度 (第1回)
 - 平成27年度 (第2回)
 - 平成27年度 (第1回)
 - 平成26年度 (第2回)
 - 平成26年度 (第1回)
 - 平成25年度 (第2回)
 - 平成25年度 (第1回)
 - 平成24年度

プロット位置は申請会社の本店位置である。
本店位置は住所を利用してGIS上にプロットしているが、プロット点が重なる場合、適宜ずらして表示している。



中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領の構成概要図



※: 認定しない理由が虚偽等の悪質な行為の場合は、補正による再提出は不可及び申込み書類の提出は1年間不可。

勉強会等の開催

中国地方整備局は、建設会社等のみさんの事業継続計画(BCP)策定を支援するため、勉強会等を随時開催します。勉強会等の開催を希望される場合は、各県の建設業協会等を通じて下記の『申込み・お問い合わせ先』までご連絡ください。

審査結果の通知

中国地方整備局長は、審査会からの審査結果報告に基づき、審査を受けた建設会社等に対して審査結果を通知します。その際、認定する場合は認定証を発行し、認定しない場合はその理由を書面で通知します。

審査会事務局は、審査を受けた建設会社等から認定しない理由について説明を求められた場合は、これに応じます。

本制度の実施要領や申込書、チェックシート、作成解説書のデータ等は、下記からダウンロードできます。

『中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領』:
<http://www.cgr.mlit.go.jp/kensetsubcp.htm>

申込み・お問い合わせ先	国土交通省中国地方整備局企画部防災課
住所	〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館
電話番号	082-221-9231(代)

中国地方における地域建設業の事業継続計画認定制度

災害時に被災地域を早期に復旧するためには、地域建設業のみなさまざまのご協力が必要です。そのため国土交通省中国地方整備局では、中国地方における地域建設業の事業継続計画(BCP)の審査・認定を実施しています。



企業を存続できる

従業員を守ることができる

地域に貢献できる

BCPがある

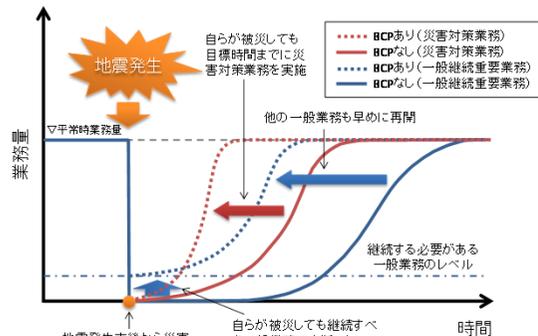


BCPがないと...

【事業継続計画(BCP)とは】

企業は、災害や事故で被害を受けても、取引先等の利害関係者から、重要業務が(なるべく)中断しないこと、中断してもできるだけ短い期間で再開することが望まれています。この事業継続を追求する計画を「事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)」と呼びます。その取り組みの特徴は、次のとおりです。

1. 災害後に優先的に実施または継続すべき“重要業務”を絞り込みます。
2. 各重要業務について“目標着手時間”を設定します。
3. 重要業務の実施するための対応計画を立案します。
4. 訓練・更新計画を立案し、BCPをPDCAサイクルで改善し、実効性を高めます。

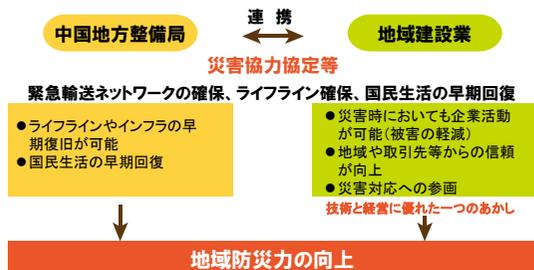


事業継続計画(BCP)の概念

【地域建設業におけるBCPの必要性と意義】

BCPは経営戦略のひとつであり、『①従業員を守ること、②企業を存続させること』を目的に策定するものです。

災害時においては、被害を受けた交通ネットワーク、インフラ及びライフラインなどの早期機能回復を図るためには、道路啓開をはじめ被災地での応急復旧作業を担う地域建設業の果たす役割は極めて重要です。災害復旧時に地域に貢献し、地域から信頼を得ることは、経営の健全化にもつながります。



【BCPについて地域建設業者が考えること】

実際にBCPを策定した地域建設業者(中国地方整備局管内に本社を置く会社)が考えるBCPは、以下のとおりです。

A社

- ・BCP策定の目的は、『従業員を守る』『企業存続』『地域復興』『早期の業務再開』により『企業としての責務』を果たすこと。
- ・災害発生時に事業が中断するということは、企業にとって致命的な欠陥となる。
- ・実際に機能しないBCPは策定する意味がない。
- ・BCP策定の効果は、「社員の士気向上」「取引先からの信頼感」「トップと従業員の意識の共有」である。

B社

- ・BCP策定のきっかけは、『災害時に地域で信頼される会社になりたい』と考えたから。
- ・BCP作成時における会社トップのリーダーシップが非常に重要である。
- ・BCPは経営戦略であるため、会社の理念をしっかりとって作成すべきである。

国土交通省中国地方整備局主催「3.11東日本大震災追悼フォーラム」パネルディスカッションより抜粋(平成26年3月11日)

認定の概要

認定は別途定める審査会および認定基準に基づき適否を確認し、適合した建設会社に対し、中国地方整備局が「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、2年間の有効期限をもつ認定証を交付します。

認定後は、2年ごとに更新審査を実施して同じく認定基準に基づき適否を確認し、2年間の有効期限をもつ認定証を交付します。

対象業種

中国地方整備局における当該年度の「一般土木工事」及び「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受け、中国地方に本店を有する建設会社等を対象とします。(一般競争参加資格の適用年度は、申込書類の提出時点)

認定にあたっての審査

(1) 審査会の設置

建設会社等から提出のあった災害時の事業継続計画の審査は、「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する審査会」(以下「審査会」という。)を設置して行います。

審査会は、中国地方整備局の担当職員及び外部の有識者で構成します。

(2) 審査方法

審査は、原則として申込書類に基づく「書類審査」と建設会社等の担当責任者との質疑応答に基づく「口頭審査」によります。審査の具体的な方法は、審査会が定めます。

(3) 認定基準

審査会は、災害時の事業継続計画として必要な事項を満たしているか否かを判断するための認定基準をあらかじめ策定し、公表します。

この取り組みの初期段階は、地域建設業におけるBCPの普及を図るため、必要最小限の認定基準を設けるものとし、その後、普及状況等を考慮して段階的に認定基準を引き上げるなどレベルアップを図っていきます。